

第37期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)
(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

● 事業報告

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」

● 連結計算書類

「連結貸借対照表」

「連結損益計算書」

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

● 計算書類

「貸借対照表」

「損益計算書」

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第37期 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

スターシーズ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社の内部統制の充実に向けての基本方針及び運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等の遵守に関する基本方針として「企業行動指針」を制定し、その遵守に向けた取り組みを徹底する。

(運用状況)

「企業行動指針」を社内ポータルに掲載し、常時閲覧できる環境を整え、啓蒙を図っている。

- ② 経営に係る重要事項の最終意思決定及び取締役の職務執行の監督は、「取締役会規則」に則り、毎月1回以上開催する取締役会において行う。

(運用状況)

当事業年度において、取締役会を42回開催している。

- ③ 監査役は、「監査役監査基準規則」及び「監査役会規程」に則り、取締役の職務執行を監査し、取締役と定期的に情報及び意見交換を行う。

(運用状況)

常勤監査役は全ての取締役会に出席し、意見交換を行っている。

- ④ 客観的な立場から当社の経営を監視する社外監査役を招聘し、取締役の職務執行の適正を図るための監査機能を強化する。

(運用状況)

当事業年度は、2名の社外監査役が、客観的立場から経営を監視している。

- ⑤ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(運用状況)

公益社団法人警視庁特殊暴力防止対策連合会に加入しており、また、社内でも適宜、啓蒙を図り、反社会的勢力の排除に努めている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る重要な情報を記録し、規程に定められている期間保存するとともに、取締役及び監査役が、随時これらの記録を閲覧可能な体制を整備・維持する。

(運用状況)

「文書管理規程」に基づき、適切に管理を行っている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業運営上のリスクについては、各部門部長を責任者として、部門に即したリスク項目について分析・管理を行い、管理状況を定期的に管理本部長に報告する。

(運用状況)

各部長は、予見できるリスクの把握に努め、状況を報告している。

- ② 認識された事業運営上のリスクのうち特に重大な案件については、対応方針を取締役会等において審議・決定し、各所管部門がこれを実行することで、リスクの発生を防止する。

(運用状況)

認識したリスクについては、適切に対応している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画を策定し、目標達成のための活動を行い、その進捗状況を定期的に検討し、対策を講ずることを通じて効率的な業務執行を図る。

(運用状況)

経営計画を策定している。また、目標達成に向けて、年度ごとに実行予算を策定して進捗管理を行い、必要な対策を講じている。

- ② 取締役の職務の役割分担、責任権限を明確にし、職務執行を効率的かつ迅速に行う。

(運用状況)

「職務権限規程」に基づき、明確かつ効率的な職務執行を図っている。

- ③ 重要な経営課題について、取締役会で十分な検討を行い、経営上の意思決定を迅速に行う。

(運用状況)

「業務決裁基準」に基づき、重要な経営課題については、取締役会で意思決定を行っている。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業行動指針」、「店舗運営マニュアル」等の規範の周知徹底と、職務に関連した法令の遵守を徹底するための教育を行う。

(運用状況)

「企業行動指針」、「店舗運用マニュアル」を店舗に常備し、意識の徹底を図っている。

- ② 「ヘルプライン」「内部通報に関する取扱規程」に基づき、公益通報者保護の徹底、社内外窓口の設置など、不正な行為を通報できる体制を整える。

(運用状況)

公益通報者保護の方針を徹底している。また、「ヘルプライン」の運用のために社内窓口の他、社外の専門業者を窓口として設置している。

- ③ 他の業務部門から独立した内部監査室による内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理体制の適正性を確保する。

(運用状況)

内部監査室は、年度監査計画を策定して効果的な内部監査を行っており、リスク管理に努めている。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社グループに適用する企業方針及び経営計画を定め活動を行う。

当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社にて管理を行い、各社の業績、重要な業務執行、重大リスク及び重大な法令等の違反に関する情報等について、適宜、取締役会又はリスク管理委員会で報告を受ける。

当社内部監査部門は、当社グループの業務全般に関する監査を実施し、検証及び助言を行う。

(運用状況)

当社は、上記項目に沿って、業務を実施している。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査職務の補助を行うため、監査役の要請があった場合、速やかに適切な人員配置を行う。

(運用状況)

当事業年度における該当事項はない。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役は、監査役職務を補助する使用人の人事評価・人事異動等に関し、意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。

(運用状況)

当事業年度における該当事項はない。

- ② 当該使用人は、監査補助業務を遂行するにあたり取締役の指揮命令を受けないものとし、監査役の指揮命令にのみ基づき、業務を遂行するものとする。

(運用状況)

当事業年度における該当事項はない。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべき事項が生じたときは、監査役に報告する。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(運用状況)

監査役は取締役会他、社内の主要な会議に出席しており、必要な報告を受けている。

- ② 監査役に報告を行った取締役及び使用人は当該報告を理由として不利な取扱いを受けることはない。

(運用状況)

報告者に不利な取扱いがないよう、方針を徹底している。

- ③ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席する。

(運用状況)

監査役は、社内の主要な会議に出席し、業務の執行状況を把握している。

- ④ 監査役は、重要な議事録、社内決裁書類を、随時閲覧し取締役及び使用人に対して説明を求めることができる。

(運用状況)

監査役は、必要に応じて書類を閲覧し、説明を受けている。

- ⑤ 監査役は、「ヘルプライン」の通報状況について報告を受ける。

(運用状況)

監査役は、「ヘルプライン」の通報状況について説明を受けている。

- ⑥ 内部監査室は、監査役から依頼又は請求があった場合には、必要な監査並びに監査報告書の提出、その他の業務を行う。

(運用状況)

内部監査室は、監査役の請求に適切に対応している。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

(運用状況)

監査役は、代表取締役、内部監査室と必要に応じて、意見交換を行っており、実効的な監査を実施している。

- ② 監査役は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントなどの外部専門家を活用することができる。

(運用状況)

監査役は、適切に外部専門家を活用している。

- ③ 監査役は、職務の遂行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

(運用状況)

監査役の職務遂行に必要な費用の支払いを行っている。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、「内部統制プロジェクト」を組織する。

(運用状況)

年度の内部統制基本計画を策定し、「内部統制プロジェクト」により評価を実施している。

- ② 「内部統制プロジェクト」は財務報告の信頼性を確保するため、内部統制評価体制の整備及び適切な運用を実施する。

(運用状況)

金融商品取引法に基づき、適切に内部統制評価を実施している。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,470,258	流 動 負 債	3,304,027
現金及び預金	1,832,352	買掛金	1,180,910
売掛金	1,450,749	前受金	432,291
商 品	1,197,282	預り金	724,936
未収入金	465,075	短期借入金	500,000
前渡金	375,004	一年内返済予定の長期借入金	6,012
その他	149,793	未払費用	174,323
固 定 資 産	1,000,675	未払法人税等	107,989
有形固定資産	507,319	賞与引当金	11,192
建物及び構築物	24,143	資産除去債務	300
工具、器具及び備品	2,369	契約負債	7,883
建設仮勘定	480,550	その他の引当金	311
その他	256	その他	157,876
無形固定資産	24,706	固 定 負 債	329,220
のれん	15,182	長期借入金	30,608
その他	9,523	資産除去債務	298,612
投資その他の資産	468,649	負 債 合 計	3,633,247
投資有価証券	30,000	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	411,694	株 主 資 本	2,757,604
繰延税金資産	24,524	資 本 金	1,422,952
その他	2,430	資 本 剰 余 金	1,291,740
資 産 合 計	6,470,933	利 益 剰 余 金	43,020
		自 己 株 式	△110
		新 株 予 約 権	3,780
		非 支 配 株 主 持 分	76,301
		純 資 産 合 計	2,837,685
		負 債 純 資 産 合 計	6,470,933

連 結 損 益 計 算 書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,382,417
売 上 原 価		6,891,156
売 上 総 利 益		3,491,260
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,306,452
営 業 利 益		184,807
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,422	
還 付 金 収 入	2,364	
そ の 他	4,070	9,857
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18,524	
為 替 差 損	2,073	
株 式 交 付 費	8,055	
消 費 税 差 額	3,818	
そ の 他	1,243	33,715
経 常 利 益		160,949
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	13,653	13,653
特 別 損 失		
減 損 損 失	4,647	
固 定 資 産 除 却 損	1,340	5,988
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		168,614
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	94,761	
法 人 税 等 調 整 額	△24,519	70,241
当 期 純 利 益		98,372
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		39,670
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		58,702

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から)
(2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	325,712	709,845	△531,026	△110	504,420
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			58,702		58,702
新株の発行（新株予約権の行使）	1,097,240	1,097,240			2,194,481
新株予約権の発行					
新株予約権の取得					
利益剰余金へ振替		△515,345	515,345		—
新規連結による変動額					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,097,240	581,895	574,047	—	2,253,183
当期末残高	1,422,952	1,291,740	43,020	△110	2,757,604

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	3,384	3,384	64,770	16,631	589,206
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期 純利益					58,702
新株の発行（新株予約権の 行使）			△61,562		2,132,919
新株予約権の発行			8,202		8,202
新株予約権の取得			△7,629		△7,629
利益剰余金へ振替					—
新規連結による変動額				20,000	20,000
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△3,384	△3,384	—	39,670	36,285
当期変動額合計	△3,384	△3,384	△60,990	59,670	2,248,479
当期末残高	—	—	3,780	76,301	2,837,685

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社数 7社
- ・連結子会社の名称 Enshin株式会社、株式会社SPIC、株式会社チチカカ、スターシーズデジタル株式会社、株式会社MF 6、他2社

当連結会計年度から、新規に設立いたしましたEnshin株式会社、株式会社SPIC、スターシーズデジタル株式会社他1社を連結の範囲に含めております。なお、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社ミヤマについては株式譲渡したため連結の範囲から除いております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

2. 会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品 関連する事業ごとの棚卸資産の評価基準及び評価方法は以下のとおりであります。
 - 衣料品等事業 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 系統用蓄電池事業 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - GPUサーバー等事業 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・特許権 定額法によっております（耐用年数：8年）。
- ・商標権 定額法によっております（耐用年数：10年）。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ・ アパレル商品の販売 当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主に店舗におけるアパレル商品の販売によるものであり、これら商品の販売については、商品の引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。
- ・ ポイント制度 アパレル商品販売時に自社ポイントを付与するサービスの提供については、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して履行義務に配分した取引価格を契約負債として計上し、顧客のポイント利用に従い収益を認識しております。
- ・ GPUサーバー関連商品の販売 GPU関連機器等の仕入・販売を行っており、顧客との契約に基づいて、商品を引き渡す義務を負っております。当該商品の引渡し時点（輸出販売等の外国間取引においてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点）において、顧客に支配が移転し、履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。
ただし、契約において商品の所有権移転の条件として代金の全額入金が定められている取引については、商品の引渡し（又はリスク負担の移転）と代金の全額入金のいずれか遅い時点において支配が移転し、履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

・系統用蓄電所の販売

系統用蓄電池及び土地の仕入・販売を行っており、顧客との契約に基づいて、系統用蓄電所(蓄電池等の機器及び土地)を引き渡す義務を負っております。当該系統用蓄電所の引渡し時点において、顧客に支配が移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

また、他の当事者が関与している一部取引については、当該他の当事者により商品又はサービスが提供されるように手配することが、当社グループの履行義務であり、代理人として取引を行っているとは判断し、純額で収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しています。当該会計方針の変更による連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において、流動資産の「その他」に含めていた「未収入金」及び流動負債の「その他」に含めていた「預り金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 衣料品等事業に係る棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品 1,197,282千円

(注) 上記のうち、衣料品等事業に係る商品は805,933千円(67.3%)であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの衣料品等事業では、一定の保有期間を超える棚卸資産の陳腐化に伴う正味売却価額の下落を算出し、収益性の低下を反映させるために評価損を計上しております。

定番品として継続して販売するアパレル商品については陳腐化による評価損を適用しておりません。

営業循環過程から外れた滞留商品については、処分を前提に評価損を算定しております。

市場環境の変化や、それに伴う収益性低下の兆候の有無等により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた

場合、翌連結会計年度の連結計算書類における損益に重要な影響を与える可能性があります。

(2) スターシーズ株式会社の繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	24,524千円
繰延税金負債	－千円

上記のうち、スターシーズ株式会社に係る金額

繰延税金資産	13,267千円
繰延税金負債	－千円

(注) 当連結会計年度において、スターシーズ株式会社は連結計算書類に固有の一時差異に関する繰延税金負債17,441千円を繰延税金資産と相殺しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

将来加算一時差異の解消スケジュール考慮後の将来減算一時差異に対して、将来の課税所得を見積った上で、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、取締役会によって承認された翌年度の事業計画を基礎としており、これに基づいて繰延税金資産の回収可能性を合理的に判断しております。

・主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる翌年度の事業計画の策定に用いた主要な仮定は、系統用蓄電池の販売見込案件数及び当該案件に係る原価率であります。

・翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

事業環境等の変化により、主要な仮定である系統用蓄電池の販売見込案件数及び当該案件に係る原価率に重要な変更が生じた結果、課税所得の見積額が減少した場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	524,627千円
----------------	-----------

7. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失(千円)
直営店舗	建物附属設備他	国内(和歌山県)	4,647
合計			4,647

当社グループは、衣料品事業の直営店舗については店舗ごとに独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。また、直営店舗以外の事業用資産については、事業区分を基に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位でグルーピングを行っております。本社設備等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としてより大きな単位にて資産のグルーピングをおこなっております。

店舗損益が継続してマイナスであり、資産グループの固定資産の簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した営業店舗については、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(4,647千円)として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、ゼロとして評価しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,190,800株	4,188,300株	一株	8,379,100株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

第4回新株予約権の行使による増加	4,066,000株
第5回新株予約権の行使による増加	122,300株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	162株	一株	一株	162株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	2026年5月28日 定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当金の総額(千円)	83,789(千円)
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額(円)	10.00(円)
基準日	2026年2月28日
効力発生日	2026年5月29日

(注) 1株当たり配当額10.00円には、第37期の営業利益・経常利益の黒字転換並びに系統用蓄電池事業及びGPUサーバー等事業の開始を記念して実施する記念配当5.00円が含まれております。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

当該連結会計年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権の目的となる当該株式会社の株式数。

普通株式 252,000株

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期の預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入を行っております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

主に売掛金は商業施設を運営するディベロッパーに資金を一時預け、敷金及び保証金はディベロッパーに資金の差入れを行うものであり、相手先の信用リスクに晒されております。買掛金はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金、敷金及び保証金のリスク管理については各ディベロッパーの信用状況を常時把握し、また、四半期に一度信用状況を確認する体制をとっております。

借入金は信用度の高い金融機関からの調達に限られており、また、デリバティブ取引については内部管理規程に基づき、銀行借入金の金利上昇リスクを回避するための、実需に基づくものに限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 敷金及び保証金	411,694	359,745	△51,948
資産計	411,694	359,745	△51,948
② 長期借入金 (一年内返済予定含む)	36,620	34,840	△1,779
負債計	36,620	34,840	△1,779

※「市場価格のない株式等」は「投資有価証券」として記載しておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

非上場株式 30,000千円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 (単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	359,745	—	359,745
長期借入金 (一年内返済予定含む)	—	34,840	—	34,840

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・ 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・ 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 329円11銭
(2) 1株当たり当期純利益 9円16銭

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	衣料品等事業	系統用蓄電池事業	GPUサーバー等事業	合計
顧客との契約から生じる収益	5,246,075	2,234,080	2,902,260	10,382,417
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	5,246,075	2,234,080	2,902,260	10,382,417

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「2. 会計方針に係る事項に関する注記 (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 2. 企業結合等に関する注記

(子会社株式の譲渡（事業分離）)

当社は、2025年4月18日開催の取締役会において、当社連結子会社株式会社ミヤマの全持分を譲渡する決議し、2025年4月21日同社株式の全持分を譲渡いたしました。

1 子会社の異動の概要

(1) 株式譲渡の相手先の名称：須藤 信由

(2) 異動した子会社の名称及び事業の内

名称：株式会社ミヤマ

事業の内容：総合ビルメンテナンス事業（清掃・設備管理・環境衛生管理・消防設備保守管理等）

(3) 株式売却を行った理由

当社は、新規事業の開拓を進めており、経営資源の選択と集中を検討しておりましたが、そのような状況の中、株式会社ミヤマの代表取締役より、同社株式の全株の譲受をしたい旨の申し入れがあり、経営の効率を高めることでグループの総合的な企業価値向上に資すると判断し、譲渡を決議いたしました。

(4) 株式譲渡日

2025年4月21日

(5) 株式譲渡の対価

2024年8月9日に同社株式を取得した価額と同額

(会社分割（新設分割）による事業承継（共通支配下の取引）)

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において会社分割（新設分割）による持株会社体制への移行を決議し、2025年5月23日開催の第36期定時株主総会における承認を経て、2025年6月2日付けで以下のとおり当社の事業を承継いたしました。

1 取引の概要

(1) 組織再編の目的

当社グループの成長加速及び事業拡大並びにより強固な経営基盤の構築を実現するため、持株会社体制へ移行したものであります。持株会社への移行後、当社は事業戦略・財務戦略・ブランド戦略の立案及びグループ各社の経営支援・監督機能を担います。

(2) 承継の内容

承継会社	承継事業	資本金
Enshin 株式会社 (当社100%子会社)	セレクト衣料品等販売事業	10百万円
株式会社SPIC (当社100%子会社)	ブランド衣料品等販売事業	10百万円

(3) 分割の効力発生日

2025年6月2日

2 実施した会計処理の概要

本件は、「企業会計基準第21号 企業結合に関する会計基準」に定める共通支配下の取引に該当するため、移転する資産及び負債は帳簿価額により引き継いでおり、移転損益は認識しておりません。なお、連結財務諸表上における本件の影響は軽微であります。

13. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の行使)

2026年3月1日から2026年3月13日までの間に、新株予約権の権利行使がありました。権利行使の概要は以下のとおりです。

第4回新株予約権

行使された新株予約権の個数 2,520個
発行した株式の種類及び株式数 普通株式 252,000株
資本金の増加額 64,890千円
資本準備金の増加額 64,890千円

なお、上記の権利行使に伴い、第4回新株予約権のすべての行使が完了いたしております。
また、第4回新株予約権については、2026年3月13日に行使期間が満了いたしております。

(資金の借入)

当社は、2026年3月8日開催の取締役会において、連結子会社であるスターシーズデジタル株式会社が資金の借入を行うことを決定し、以下のとおり実行いたしました。

1. 借入の理由

本件借入は、サーバー関連商品事業のプロジェクト資金に充当することを目的としております。

2. 借入の内容

(1) 借入先 有限会社テオス
(2) 借入金総額 500百万円
(3) 借入実行日 2026年3月9日
(4) 借入期間 2026年3月9日 ~ 2026年6月8日
(5) 金利 固定金利 6.0% (年利)
(6) 担保・保証 無担保・無保証

(連結子会社の異動(株式譲渡))

当社は、2026年2月19日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社MF6の全保有株式を譲渡することを決議し、2026年3月2日に当該株式譲渡を実行いたしました。

本件株式譲渡の概要は以下のとおりであります。

1. 株式譲渡の理由

当社は、系統用蓄電事業及びGPUサーバー関連商品販売事業を新たに開始し、従来の衣料品等事業とあわせて事業拡大を図っております。このような状況において、経営資源の選択と集中を行い、成長分野への資源配分を加速させることを目的として、株式会社MF6の全保有株式を譲渡いたしました。

2. 譲渡の相手方

株式会社アスリナ（東京都品川区東品川二丁目3番14号、代表取締役社長 山元秀樹）

3. 譲渡株式数及び譲渡価額

譲渡株式数：150株（譲渡前所有割合60.00%、譲渡後所有割合0%）

譲渡価額： 50百万円（1株当たり333千円）

4. 日程

取締役会決議日：2026年2月19日

株式譲渡実行日：2026年3月2日

5. 連結業績への影響

本件株式譲渡により、株式会社MF6は2027年2月期より当社の連結範囲から除外されます。なお、本件株式譲渡が当期の連結業績に与える影響は軽微であります。

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,814,954	流動負債	1,241,229
現金及び預金	1,494,507	買掛金	29,983
売掛金	551,020	短期借入金	500,000
前渡金	197,000	一年内返済予定の長期借入金	6,012
前払費用	62,660	未払金	7,989
未収入金	350,798	関係会社未払金	39,490
関係会社未収入金	10,389	未払費用	85,087
関係会社短期貸付金	258,000	未払法人税等	39,467
立替金	192,176	賞与引当金	2,500
その他の	4,218	預り金 その他	523,327 7,371
貸倒引当金	△305,815	固定負債	49,932
固定資産	1,346,596	長期借入金	30,608
有形固定資産	480,399	資産除去債務	19,324
建設仮勘定	480,000	負債合計	1,291,161
その他の	399	純 資 産 の 部	
無形固定資産	10,859	株主資本	2,866,609
のれん	2,379	資本金	1,422,952
商標権	1,716	資本剰余金	1,291,740
特許権	2,442	資本準備金	1,291,740
ソフトウェア	4,321	利益剰余金	152,026
投資その他の資産	855,337	利益準備金	16,756
投資有価証券	30,000	その他利益剰余金	135,270
関係会社株式	688,002	繰越利益剰余金	135,270
敷金及び保証金	106,453	自己株式	△110
繰延税金資産	30,708	新株予約権	3,780
その他	173	純資産合計	2,870,389
資産合計	4,161,551	負債純資産合計	4,161,551

損益計算書

(2025年3月1日から)
(2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,944,108
売 上 原 価		1,809,743
売 上 総 利 益		1,134,364
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		939,025
営 業 利 益		195,339
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,494	
受 取 手 数 料	1,313	
そ の 他	446	7,254
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,303	
株 式 交 付 費	7,555	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	193,670	
そ の 他	4,024	216,553
経 常 損 失		△13,959
特 別 利 益		
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 益	361,262	361,262
特 別 損 失		
関 係 会 社 社 債 評 価 損	199,953	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	1,000	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	299	201,253
税 引 前 当 期 純 利 益		146,050
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	24,732	
法 人 税 等 調 整 額	△30,708	△5,976
当 期 純 利 益		152,026

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自 己 株 式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			
当 期 首 残 高	325,712	709,845	-	709,845	16,756	△532,101	△515,345	△110	520,102	
当 期 変 動 額										
当 期 純 利 益						152,026	152,026		152,026	
準備金から剰余金への振替		△515,345	515,345	-					-	
欠 損 填 補			△515,345	△515,345		515,345	515,345		-	
新株の発行(新株予約権の行使)	1,097,240	1,097,240		1,097,240					2,194,481	
新株予約権の発行										
自己新株予約権の取得										
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	1,097,240	581,895	-	581,895	-	667,371	667,371	-	2,346,507	
当 期 末 残 高	1,422,952	1,291,740	-	1,291,740	16,756	135,270	152,026	△110	2,866,609	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	64,770	584,872
当期変動額		
当期純利益		152,026
準備金から剰余金への振替		
欠損填補		
新株の発行(新株予約権の行使)	△61,562	2,132,919
新株予約権の発行	8,202	8,202
自己新株予約権の取得	△7,629	△7,629
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		
当期変動額合計	△60,990	2,285,517
当期末残高	3,780	2,870,389

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外の物 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・のれん その効果の及ぶ期間を個別に見積り、当該期間に基づく定額法により償却してあります。
- ・特許権 定額法によっております（耐用年数：8年）。
- ・商標権 定額法によっております（耐用年数：10年）。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ・アパレル商品の販売 アパレル商品の販売については、商品の引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

- ・ポイント制度 アパレル商品販売時に自社ポイントを付与するサービスの提供については、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して履行義務に配分した取引価格を契約負債として計上し、顧客のポイント利用に従い収益を認識しております。

- ・系統用蓄電所の販売 系統用蓄電池及び土地の仕入・販売を行っており、顧客との契約に基づいて、系統用蓄電所(蓄電池等の機器及び土地)を引き渡す義務を負っております。当該系統用蓄電所の引渡し時点において、顧客に支配が移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。また、他の当事者が関与している一部取引については、当該他の当事者により商品又はサービスが提供されるように手配することが、当社グループの履行義務であり、代理人として取引を行っていると判断し、純額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、流動資産の「未収入金」に含めていた「関係会社未収入金」及び流動負債の「その他」に含めていた「預り金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 30,708千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表「会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

231,742千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次の通りであります。

短期金銭債権 183,867千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 65,714千円

営業取引以外の取引高 5,158千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	162株	一株	一株	162株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	667,841
減損損失	25,919
資産除去債務	6,090
棚卸評価損	17,672
賞与引当金	765
貸倒引当金	96,393
関係会社社債評価損	63,025
その他	9,701
繰延税金資産小計	887,409
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△644,610
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△212,090
評価性引当額小計	△856,700
繰延税金資産合計	30,708
繰延税金資産の純額	30,708

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

令和7年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が成立し、令和8年4月1日以後に開始する連結会計年度より法人税率が引き上げられることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は、従来の30.62%から、令和9年3月1日以後開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異については31.52%に変更しております。

9. 関連当事者注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 チチカカ	10,000	100.00%	役員兼任 支払代行業務 社債の引受 資金の貸付	仕入等の支払代行業務手数料の受取(注1.2)	377,807 1,313	立替金 関係会社未収入金	147,725 526
					転換社債の引受	199,953	投資その他の資産「その他」	0
					利息の受取(注3.4)	1,528	関係会社未収入金	1,528
					資金の貸付	198,000	関係会社短期貸付金	198,000
					利息の受取(注2.4)	511	関係会社未収入金	511
子会社	株式会社 MF6	21,250	60.00%	資金の貸付	利息の受取(注4)	1,804	関係会社短期貸付金 関係会社未収入金	60,000 1,804

(注1) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

なお、仕入等の支払代行業務手数料の取引条件については、子会社と交渉の上決定しております。

(注2) 子会社への債権に対し、299,796千円の貸倒引当金を計上しております。

(注3) 子会社から引受けた社債に対し、199,953千円の関係会社社債評価損を計上しております。

(注4) 貸付金の金利につきましては市場金利等を勘案して決定しております。

(2) 法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(円)	科目	期末残高(円)
主要株主(会社等)	サステナブルエナジー投資事業有限責任組合	800,200	(被所有) 19.10% (注5)	-	新株予約権の行使 (注5)	1,000,000	-	-
主要株主(会社等)	株式会社Blue lagoon	1,000	(被所有) 11.07% (注5)	-	新株予約権の行使 (注5)	60,000	-	-

(注5) 上記金額のうち、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 342円12銭
- (2) 1株当たり当期純利益 23円74銭

11. 収益認識に関する注記

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」の内容と同一であります。

独立監査人の監査報告書

2026年5月6日

スターシーズ株式会社
取締役会 御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 西 岡 朋 晃
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 福 水 佳 恵
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スターシーズ株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スターシーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、そ

の他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監

査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月6日

スターシーズ株式会社

取締役会 御中

監査法人やまぶき 東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 西 岡 朋 晃
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 福 水 佳 恵
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スターシーズ株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り

の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月6日

スターシーズ株式会社 監査役会

常勤監査役 高橋 博 一 ①

社外監査役 山 川 貴 嗣 ①

社外監査役 滝 川 好 夫 ①

以上